

東浦町公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、同法第19条第7項に基づき地域農業経営基盤強化促進計画（案）を次のとおり縦覧に供する。

利害関係者は、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日まで東浦町に意見書を提出することができる。提出された意見書は、要旨をとりまとめ、その処理結果とあわせて、後日、公表する。

令和7年10月20日

東浦町長 日 高 輝 夫



1 縦覧期間

令和7年10月20日から令和7年11月3日まで

2 縦覧場所

東浦町大字緒川字政所20番地

東浦町地域創造部商工農政課